○総務省告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

資金管理団体の届出をした者の氏名又は資金管理団体の名称	異動事項	旧	新	異動年月日
西野　弘一　明豊会	公職の種類	大阪府議会議員	衆議院議員	二九、一一、一

○総務省告示第百十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があったので、平成二十八年総務省告示第三百六十六号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

訂正前	訂正後
［自由民主党］ **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **自由民主党山梨県衆議院比例区第一支部** ［同左］ ［1～3　同左］ 4　支部政党交付金による支出の内訳 経常経費　10,430,290 ［同左］ 事務所費　612,446 政治活動費　569,710 組織活動費　99,774 ［同左］ 5　支出項目別金額の内訳 ［同左］ （事務所費） 支出の目的　金額　氏名　住所 車検代　128,500　ボディショップK　南アルプス市 A Z U ［同左］	［自由民主党］ **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **自由民主党山梨県衆議院比例区第一支部** ［1～3　略］ 4　支部政党交付金による支出の内訳 経常経費　10,526,064 ［略］ 事務所費　708,220 政治活動費　473,936 組織活動費　4,000 ［略］ 5　支出項目別金額の内訳 ［略］ （事務所費） 支出の目的　金額　氏名　住所 車検代　128,500　ボディショップK　南アルプス市 A Z U 政治資金監査報酬　95,774　末木税務会計事務所　甲府市 ［略］

○総務省告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

	資金管理団体の名称	取消年月日
㈠　法第十九条第三項第一号による届出 資金管理団体の届出をした者の氏名	下條　光康　みつの会	二九、一一、二〇
㈡　法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体の届出をした者の氏名	平沼　赳夫　平沼会 森　喜朗　春風会	資金管理団体でなくなった年月日 二九、　九、二八 二九、一二、三一